

総合科学技術・イノベーション会議
第 8 2 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

日 時：平成 2 6 年 7 月 2 5 日（金） 1 0 : 0 3 ~ 1 2 : 0 7

場 所：中央合同庁舎第 8 号館 特別中会議室

出席者：（総合科学技術・イノベーション会議議員）

原山優子

（専門委員）

青野由利、阿久津英憲、加藤和人、高木美也子、辰井聡子、
玉井眞理子、田村京子、樋口範雄、水野紀子、武藤香織、

（招聘者）

上智大学特任教授 島 菌 進

福井大学客員教授 盛永審一郎

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
室長補佐 丸山 智

厚生労働省医政局研究開発振興課課長 一瀬 篤

事務局： 倉持隆雄政策統括官、森本浩一審議官、山岸秀之審議官、
北窓隆子参事官、尾崎福栄参事官

議 事： 1. 開 会

2. 議 題

（1）生命倫理専門調査会運営規則の改正について

（2）ヒト E S 細胞等から作成される生殖細胞によるヒト胚作成研
究について

（3）その他

①倫理に係る各種課題の検討の現状について

②ヒト E S 細胞に係る指針の改正の検討状況について

3. 閉 会

（配布資料）

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会 名簿

資料 1 第 8 1 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

資料 2 内閣府設置法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 3 1
号）の施行に伴う生命倫理専門調査会決定の改正について
（案）

- 資料 3 - 1 ヒト胚の身分—sacred?
(福井大学客員教授 盛永審一郎先生資料)
- 資料 3 - 2 i P S 細胞研究の共犯可能性——日本の生命倫理政策に対する
懸念—— (福井大学客員教授 盛永審一郎先生資料)
- 資料 4 ヒト生殖細胞からヒト胚を作成することの倫理問題について
(上智大学特任教授 島菌 進先生資料)
- 資料 5 ヒト E S 細胞等から作成される生殖細胞によるヒト胚作成研究
について (検討用)
- 資料 6 倫理に係る各種課題の検討の現状について
- 資料 7 - 1 ヒト E S 細胞の取扱いに係る指針の見直しについて
(文部科学省および厚生労働省提出資料)
- 資料 7 - 2 ヒト E S 細胞の取扱いに係る指針の見直しについて
(文部科学省および厚生労働省提出資料)
- 資料 7 - 3 総合科学技術会議生命倫理専門調査会報告書 (平成 2 6 年 4 月
2 4 日) への対応について (文部科学省提出資料)
- 参考資料 1 生殖細胞の作成・利用等の研究に係る指針の関係規定
- 参考資料 2 ヒト E S 細胞の基礎的研究利用と臨床利用を円滑に進めるため
のヒト E S 細胞樹立の倫理関連事項の考え方について

議事概要：

(原山会長) もう一名の方がいらっしゃるという前提で、すみません、人数のチェックを。

では、第82回の生命倫理専門調査会を開催させていただきます。

本日、新しい建物の新しい会議場なので、これからなれるまで時間がかかりますが、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から配布資料のチェックをお願いいたします。

(尾崎参事官) 何人かの先生につきましては遅れて到着する予定でございます。

また、本日は総合科学技術・イノベーション会議議員と専門委員の合計で過半数の出席予定ということになっておりますので、会議が成立する予定ということをご報告いたします。

本日は、人文社会系研究者の方からのヒアリングの1回目ということでございまして、福井大学客員教授の盛永審一郎先生と上智大学教授の島藺 進先生を招聘しております。

また、議題3の関係で、文科省からライフサイエンス課生命倫理・安全対策室の丸山補佐、厚生労働省から一瀬研究開発振興課長のご出席をいただいております。

続きまして、資料の確認ですが、お手元に資料の議事次第の裏に一覧となっておりますので、見ながら確認してください。議事次第自体と座席表、あと委員名簿1枚紙がございます。

あと、資料につきましては資料番号を申し上げます。資料1、資料2、あと資料2の後に問いの1枚紙というもの、資料番号を振っていないものがございますので確認ください。そして資料3-1、資料3-2、資料4、資料5、資料6、資料7-1、資料7-2、資料7-3、参考資料といたしまして、参考資料1と参考資料2でございます。

その他、先生方の机には参考資料一式ということで、議論に関係すると考えられる指針等を集めたドッチファイルの資料を別に置いております。このドッチファイルにつきましては、今後の会議で使用していくものですので、お持ち帰りにならないようにお願いします。

資料に過不足のある場合につきましては、事務局にお申しつけください。

(原山会長) よろしいでしょうか。

では、続きまして、前回の議事録の確認をさせていただきます。

第81回の生命倫理専門調査会の議事録ですが、既に確認をお願いしているところで何か特段ございませんでしょうか。

よろしければ、これでご承認いただきます。ありがとうございます。

では、規則的な話なのですが、まず議題1といたしまして、生命倫理専門

調査会の運営規則の改正について、事務局からご説明申し上げます。

(尾崎参事官) 資料2をご用意ください。

本年5月19日に内閣府設置法の一部を改正する法律が施行されました。一般、先生方にはご連絡いたしましたように、総合科学技術会議は総合科学技術・イノベーション会議となり、その機能が強化されたことはご存じのとおりです。

これに伴う事務的変更といたしまして、生命倫理専門調査会の運営規則についてのご確認をしていただきたいと思います。

これにつきましては、総合科学技術・イノベーション会議運営規則の第9条第2項に、「専門調査会の議事の手続その他、専門調査会の運営に関して必要な事項は、専門調査会が定めることとする。」ということに基づくものでございます。

そこで、総合科学技術会議の今般の名称変更等に伴う対応として、この運営規則中の用語について整備させていただきたいというものでございます。

資料につきましては、資料2の裏を見ていただきたいと思います。

運営規則として今定めているところで変更事項は、先ほど言いましたように、第1条のところの「総合科学技術・イノベーション会議」ということで下線部のところ「・イノベーション」というところが入ります。

よろしくご検討お願いいたします。

(原山会長) よろしいでしょうか。内閣府設置法の改正によって名前が変わったのですが、名前だけではなくて単位も、C S T Iの所轄する事項もイノベーションが正式に入ったということで、それに対しての対応ということによろしいでしょうか。

では、お認めいただいたということで、ありがとうございました。

では、ここから中身のほうに入らせていただきます。

議題2でございます。ヒトES細胞等から作成される生殖細胞によるヒト胚作成についてということでございます。

第75回の専門調査会におきまして、これまでヒトES細胞、ヒトiPS細胞等から作成したヒト生殖細胞によるヒト胚作成等についての検討をここまでやっておりましたが、これまでは医学・生物学の専門家の方々からヒアリングしていましたが、前回、委員の中から人文社会的なアプローチというものも把握するべきということで、本日は、その視点から2人のご専門家の方にご参画いただきましてヒアリングをさせていただきます。

では、ヒアリングのやり方について事務局からお願いいたします。

(尾崎参事官) ヒアリングにつきまして説明する前に、少し先ほど説明をし忘れたことについてご説明をさせていただきます。

マイクなどの会議の設備は従来とは異なるということをご承知いただきまして、ご意見があるときは、お近くのマイクでしゃべっていただきたいというところがまずあります。

そして、あと今回のヒアリングにつきましてですが、前回の調査会、4月に行われたわけなのですが、専門委員の先生方から人文社会科学系の方々の意見を聞きたいということがございました。そこで、ヒアリングをお願いする人文社会系研究者の推薦を先生方をお願いしたところ、合計4名の方のご推薦をいただきました。この4名の先生方にヒアリングへのご協力をお願いしたところ、全員快くご協力いただけるようになったということでございます。

4人の先生方には、先ほど資料の確認のところでも申しました、何も資料番号はついていない1枚紙の内容についてご意見をお伺いしたいということでお願いしているものでございまして、今の検討テーマと同じようなことについてどう考えるかということをお願いしています。

今回につきましては、福井大学客員教授の盛永審一郎先生、そして上智大学特任教授の島菌 進先生にお越しいただきましたものでございます。

先生方には、ご発表を20分をお願いしております。ご発表の先生方には、誠に恐縮でございますが、大体の終了予定時刻の2分前に、時間の関係で1鈴を鳴らさせていただきたいと考えています。

以上でございます。

(原山会長) では、早速、福井大学客員教授の盛永先生からご発表をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(福井大学：盛永) お手元の資料番号3-1「ヒト胚の身分」という題名がつけられたものをご参照ください。

ノーベル賞を受賞された山中先生が、iPS細胞を作成したときにニューヨークタイムズ紙に「受精卵と自分の娘は変わらない」と語ったことは余りにも有名な話です。これを聞いて、誰かが嘘だと言ったとします。それに対して、皆さん方の中に非常に義憤を感じた方もおられると思います。多分、その義憤を感じた方は、ヒト胚作成に対して否定あるいは慎重という立場だと思います。それに対して「そうだ」と内心思った先生もいると思います。多分、その先生はヒト胚研究を進めていいと、こう考えているんじゃないかと思います。

本日私がお話ししますことは、スライド番号で11番のところに上げてありますけれども、有名な第38回総合科学技術会議のヒト胚の基本的考え方です。それはワーノック委員会の見解をほぼ踏襲したように見えますけど、誤った誤解で作成されているという点と、それからこの元になっているワーノック委員会の14日ということも、これも別に普遍的な支持を受けている基準ではないし、誤っているということをお話しして、ヒト胚研究を進めることに対しては、

それはESやiPSから作成した精子、卵子を使ったとしても慎重にすべきだということをお話ししたいと思います。

まず、スライドの一番最初は、インターネットに載っていて皆さんもごらんになっていると思いますけれども、ヨーロッパ裁判所ルクセンブルクの判決が2011年10月に出ています。これはドイツの研究者がES細胞からつくった初期細胞について特許をドイツで取得しようとしたのに対して、ドイツのグリーンピースがヨーロッパ裁判所に特許は無効として訴えたという件です。

ヨーロッパ裁判所では、これは特許として認めないという判決が出たわけですが、そのときにその理由の中で、受精後のいかなる人間の卵子、成熟したヒト細胞から細胞核を移植した非受精の人間の卵子、あるいは単為生殖によりその分裂及び更なる成長が活性化されている非受精胚の人間の卵子は、「ヒト胚」と定義しています。この定義によると、ESとかiPSから作成した精子、卵子で受精胚を作成してよいかテーマとなると思いますが、それに対して、ノーだという結論を出しているというふうに捉えることができます。

この問題、もちろん人間の尊厳議論で進めたいところですが、2枚目のスライドに書いてあるように、人間の尊厳は、結局のところ無益な論争になるということで、これを議論しても重荷になるだけですから、もっと私たちの普通の考え方から、つまり人を研究に利用してはいけないと私たちが誰もが思っているならば、当然ヒト胚研究もだめですよという議論をきょうは行いたいと思います。

これまでの経緯は皆さんもご承知のことなのでざっと流して見てもらえばいいわけですが、スライド番号の4で、最初、日本がES指針をつくったときには、ちゃんとそこに四番で、ヒトES細胞から生殖細胞を作成することは禁止とうたわれていたわけですね。それが結局、僕が見るところ、iPSができたことによって、ES研究に門戸が開かれちゃって、当たり前のようにES研究が行われるようになっていく過程（iPS共犯説）をそこに挙げてあります。後でごらんください。

それで、スライド番号の10番のところ、2010年12月17日公布で「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」というのがつくられたわけです。

そして、そのもとになっているのが先ほど言いました11番に書いてある第38回総合科学技術会議ということになるわけですが、これとワーノック・レポートは理由が全く違う、そのことをよくご確認くださいということです。

それから、ヨーロッパ裁判所のさっきの判決などを挙げているわけですが、それでは反論のところ、もう時間がないので入っていきたいと思いま

す。

スライド番号の15です。きょう皆さんにお話しするのは、スライドのこの箱で囲ってある部分、間接議論のところですよ。だから、人間の尊厳から議論を立てるのではなくて、人を研究利用してはいけないということを認めるならば、ヒト胚もだめですよという、だから、14日以前の胚も、これは人ですよ、道徳的な資格を持っていますよということを論証したいと思うわけです。

その内包的な議論のクバンテの考え方が一番僕は好きですけども、きょうはクバンテの考え方じゃなくて、こちらの間接議論のほうで話していきたいと思っています。

胚や胎児が問題になるときに、いつも潜在性議論が出てきます。その潜在性には3つの意味があるということを理解してもらいたいというのがスライド番号の16番なんです。

能力と積極的潜在能力と消極的潜在能力。そして積極的潜在能力と消極的潜在能力が混同されて、しばしば、いわゆる精子、卵子も潜在的に能力があるからヒトなのかという議論が興ってしまう。潜在性には意味が二つあるのでこれを区別するという事です。やはり受精したところからヒトであるということですよ。

その理由として、ブラウンという方は反対のことをそこに定義として挙げてあるわけですけど、それに対して私の考え、現代のゲノム医学における罹病性の観念は、この論理を逃れ、この隠された未来の困難の種を診断と治療の希望の中心にしている。たとえば、女優アンジェリーナ・ジョリーは乳がんになるリスクが高いが、現在乳がんではない。それにもかかわらず、予防のために両乳腺を切除したということは、潜在性としての乳がんが現実性として展開しているからである。王女は潜在的に女王であるからといって、現実的に女王の権利を持たないといういわゆる王女問題、そのことは獲得された特質のみに当てはまるのであり、遺伝的なものすべてには当てはまらないということ、この事実が示している。だとすると、胚は現在「ヒト個体」ではないが、「ヒト個体」になる潜在性を遺伝子的にもつなら、「ヒト個体」が現実的に展開しているゆえに、廃棄してはならないといえる。

日本の総合科学技術会議の見解はおそらく誤って、身体的同一性、つまり15日、原始線条ができたときから、個体が始まるという考え方をとっているわけですね。

ところが、ワーノック委員会のほうは多胎性という根拠を挙げていて、世界の論文では、みんなこの多胎性が議論されているのに、身体が決まるという意味での個性性を日本は根拠として取り上げているけども、個性性では理論が成り立ちませんよというのがスライド番号の17なんです。

このような身体的同一性の主張者は、「さなぎA」と「蝶A」は形態が異なるから、これらは別の実体だとでもいうのだろうかという疑問がそこに起こるということですね。

だけど、この総合科学技術会議の見解を批判しても、ワーノック委員会の15日というのが強固な説としてあって、加藤尚武先生もこの多胎性という事実に立脚し、ヒト個体を「不可分性」として定義しています。しかし、これもおかしいということをこれから示していきたいと思います。

まず、その根拠となる数的同一性批判。これはダムシェンとシェーンエッカーの議論ですが、多胎が起こり得るという事実は、成人と事実分割しなかった胚が数的に同一であるということは何も変えない。事実上多胎が形成された場合、多胎形成により生じた胚はそれが出現した胚とは数的に同一ではない。しかし、この事実は何も変えない。ペーターと名づけた胚が分割しない限り、ペーターのまま。ペーターと名づけた胚が分割するなら、ペーターはもはや存在しない。ペーターからハンスとフランツが生じる。大人のハンスは数的にペーターと同一ではない。ハンスという胚と同一である。ハンスという胚は、大人のハンスと同様に、生き生きとした人間の身体であり、尊厳を持つというものです。

それから、有名なPerfitの思考実験が多胎性の論拠としてあるわけですが、そのPerfitの思考実験の説に対しても、Muntheという人は反論しています。

MuntheはPerfitのよく知られた思考実験を考える。患者の脳半球が外科的に切除され、頭蓋から引き離され、そしてほかの二人の患者に移植されたという思考実験である。手術が成功したと仮定すると、結果は一人の人間が2人に分割されたことだろう。しかし、手術前の患者は、それにもかかわらず人格の道徳的な身分を持つだろう。これはMuntheの考え。外科医は彼のインフォームドコンセントを受けなければならないだろう。インフォームドコンセントなしには誰もハイリスクの手術を遂行できないだろう。もしこの種の脳分離の移植が可能なら、その人は可変的である。しかし、単なる分離の可能性は人という道徳的身分に影響しない。同様に、胚の分割は、胚の道徳的身分に影響するべきではないとMuntheは提案します。

それから、J.Rawlsの正義論を用いて、R.Disilvestroが（20番のスライドに上がっている、この方、非常におもしろい論文をたくさん書いているんだけど）反対論を述べています。

間接議論と安全議論の、これはロールズに基づくアングロサクソン版だといえます。

特に2番目の点のところ、『「優生学や人体実験が示すように、正義に適

う制度に対する危険はあまりにも大きい」道徳的パーソナリティの能力を持ったすべての存在は正義の要求への権利が与えられている。』とするならば、「人胚の圧倒的多数は、道徳的パーソナリティへの能力を持っている。」となれば、「人胚の圧倒的多数は、正義の要求への権利が与えられている。我々は制度のリスクが余り大きくないことを欲する。」だから「すべての人の胚はあだかも彼らが正義の要求への権利が与えられているかのように取り扱われるべきだ。」となると言っています。

それからダムシェンとシェーンエカーが言っている非常におもしろい議論がTutorismus。先日、旅客機をミサイルで撃ち落とし二百九十何名の方がなくなったわけですが、普通それが軍用機か民間機かわからなければ撃てないはずで。これが安全主義。

「ある存在が道徳的命令の適用範囲の事例であるかどうか十分疑わしい状況においては、現在の仮定とそれと恐らく結びついた肯定的結果と、もしその仮定をたてないときに人が被るであろう道徳的損害との釣り合いが決して受け入れられない場合なのかどうかということから出発しなければならない。胚はいかなる尊厳を持たないという仮定が必然的にもたらす道徳的損害の程度。」それから「胚はいかなる尊厳を持たないという仮定が必然的にもたらす利害の程度。」そして「胚が尊厳をもつということへの疑いの程度。」これを比較、考量して決めなさい。

私たちは、幾らお腹が空いても、自分が狩人の父親であるなら、藪の中を何か動物が動いている、獲物だと思って猟銃を向けるわけですが、子供がいなくなったら撃てないというわけですね。もしかしたら子供かもしれない。

先ほども言ったR.Disilvestroが神聖か非神聖かの分類をやっている、これでもESとかIPSとか、あるいは体細胞、これは神聖ではありませんよ。だけど、ヒト胚、それから体外受精の胚、それからクローン胚、これらは全て神聖だとして、その能力を、その理由を下に上げて、その区分をスライドの22に上げてあります。

まとめとして、次のスライド23。Brownは研究利用をしてよいとする考え方の人ですが、そのBrownの考え方もじって考えたいと思います。

『Brownの答えはつぎのようだ。「双子にならない胚は、双子になる以前の胚と同じ本質的性質を持つ。双子になる前の胚は道徳的身分のための閾値条件を満たす本質的性質を持たない。だから、双子にならない胚も道徳的身分を持たない。胚は双子になるかならないかである。胚は道徳的身分を持たない」。』これがBrownの結論なんですけど、でも、私は同じように考えることができる。『「双子にならない胚は、双子になる以前の胚と同じ本質的性質

を持つ。双子にならない胚は、道徳的身分のための閾値条件を満たす本質的性質を持つ。だから双子になる胚も道徳的身分を持つと考える。胚は双子になるかならないかである。胚は道徳的身分を持つ」。』

デカルトに従えば、後者の考え方がデカルトの懐疑から当然導出される結論ということになると思います。

さらに加えて、加藤先生がヒト個体というのは不可分性と定義されるというわけですがけれども、不可分であるということがヒト個体の本質をなすというわけですがけれども、これは必ずしも正しくないというのが次の理由からです。

それを認めたとして、じゃ、14日以前の胚は可分性だというわけです。14日以前の胚が可分的であるから、これはヒトでないという理由は、論点先取の誤りを犯している。なぜならば、その14日以前の胚は潜在的に可分的であるかもしれないとなるはずなのに、そこでは潜在説を認めて、14日以前の胚は、これは可分的であるからヒトではないというふうに結論づけるならば、当然、潜在性を認めて、14日以前の胚もヒトになり得るとということがいえるわけで、論理的に矛盾を犯しているということがいえると思います。

それが理由です。結局は、研究者たちが、もともと区分がないところに無理に理由をつけて線を引こうとしているとしか私には思えないということですね。

それから、次に3番として、i P Sが道徳的共犯者になる、道徳的共犯の定義とは何かということのスライド24、25で。これはさっき、論駁したBrownの説ですが、Brownの考え方を利用して言うと、結局、共犯関係のまとめとして、難病の治療法の開発、そのためにi P S細胞を研究するのですが、i P S細胞を研究すると、i P S細胞の性能が明らかでないから、比較のために同時にE S細胞研究を推し進めるという反作用を持っているということです。

それから、今度は受精のメカニズムを見たいということですね。結局は、研究目的での生殖細胞作成を容認してしまう。本来受精卵を壊していけないということから出発したのに、こういう反作用を持っていたということですね。

スライド27のところ、まとめとしての結論を書いているわけですがけれども、現時点での議論では、E S細胞研究は許容できない。しかし、i P S細胞研究が非共犯である可能性がないわけではない。アメリカはちゃんとその議論をやっていますよということなんですよね。

そのアメリカの議論は、アメリカは最後にブルーリボン特別委員会があるわけですが、ここでちゃんと4つの仕事がある。こういうことをきちんとやって、そしてE S細胞研究をやるということです。日本はもう野放しになってしまう、そこが問題だということを言っているわけです。

批判的結語のところ、最後に、結局、Roseが言っているわけですが、生

命倫理というのは、手順を変えて細かく規則化し、倫理的な透明性を高めることによって、批判から研究者を守ろうとしている。被験者を守るんじゃないくて、結局は生命倫理がこの何十年何をしたかという、結局は、批判から研究者を擁護するためのものだったということですね。

それから、やはり Hans Jonas を最後に引かせてもらうならば、確かに難病治療とかそういうことで困っている人を早く治してあげたい。これはわかるけれども、だからといってしてはいけないことを犯してまでではないということ。私たちが後世に残さなければならないのは治療法の開発じゃないということです。今あるように人間を愛し、信頼し、正義を持っている、そういう人間の社会をつくっていくほうが大事だということじゃないかと思うんです。以上です。（原山会長）ありがとうございました。今のご発表についてのコメント、ご意見、ご質問等ございましたら。

樋口さん。

（樋口専門委員）盛永先生、どうもありがとうございました。やはり多様な意見が出るということが大事なので、現状について真っ向からの批判という、それで、それについて2つだけさらに補足をしていただきたいんですけども、先生のお考えだと、今のところ、これ問題となっているのは、新たにヒト胚を作成する研究目的等ですが、そういう話をどう考えたらいいかという話になるんですけども、既に余剰胚を利用してというところはあるんですけども、もちろん余剰胚だって同じことなんでしょね、これは確認ですけども。

（福井大学：盛永）「2011年施行されたヒト受精胚の作成研究の倫理指針」があるのにかかわらず、なぜ今、iPSとかESから、精子、卵子をつくり、それを受精させて研究をさらに進めなければならないのでしょうか。だから、「余剰胚」のもとでどこまで、どういう研究がなされて、どういう成果を得たのか、そういうことが全然フィードバックされてこないんですよ、私たちには、一般の人には。

（樋口専門委員）つまり、盛永先生のご意見では、余剰胚は別と考える余地があるんですか。

（福井大学：盛永）余剰胚ももちろんだめだけでも（指針でも原則禁止）、すでにスタートしちゃったわけですよ、幾ら意見言たって誰も聞く耳ないわけじゃないですか。それで、スタートしたのは委員会の皆さんの合意でスタートしたんだと思うんだけど、それをちゃんとどういう研究が出たのか、そしてどういう研究が今現実になされて、どういう成果を得ていて、つまりそれで足りないのか、足りなくないのか、ブルーリボン特別委員会なんかが示していることはそういうことですよ。つまりそういうことを全然やらないで、さあ、iPS、ESから精子、卵子ができたから、さあ、これでというのはおかしい

と言っているわけです。

(樋口専門委員) ありがとうございます。もう1点だけ。これ、私が何も知らないことのほうが多いので、一番初め、ヨーロッパ裁判所の判決から始められたので、これ、法律家の感覚ですと、結局、特許の問題になっていて、特許の対象にしないための理屈なので、ここから全てのことがという話が出てこない。

(福井大学：盛永) いや、違う違う、そうじゃないんです。

(樋口専門委員) いやいや、もう一回、1つだけ。だって、我々の資料の中では、ベルギーであれオランダであれイギリスであれ、ヒト胚作成、一定の場合ですよ、限定した範囲でやっているんですから、このヨーロッパ裁判所が、これはだめですよと言って、このヨーロッパの国が全部やめていくという話はないので、ちょっとこの引用の仕方が法律家的に、こういう理屈を立てた人がいますよというだけの暴論ですから、ここから持ってこないほうがよかったんじゃないかと思うということです。

(福井大学：盛永) そうではなくて、ここで利用したかったのはどういうことかということ、つまり皆さんの中にはもしかして、iPSとかESから精子、卵子をつくって、これを受精させたらヒトじゃないと考えている人がいるのかもしれないと思ったんですね。そういうのはおかしいですよ。iPSやESから精子、卵子をつくって、これを受精させれば、やはりヒトですよという考え方の基準がここにあり、それだけを取り上げたわけです。だから、僕は特許の問題であるというのは十分知っています。だけど、特許をなぜ認めないかということ、やはりES細胞はヒトの受精胚を壊しているからだめなんですよというのは根底にあるわけです。じゃ、受精胚ってどういうものですかということ、こういうものですよと書いてあるから、ここから推し量れば、皆さんがこれから進めようとしているESとかiPSから精子、卵子をつくって、これを受精させたのも、やはりヒト胚だと僕は言いたいわけ。そのために言いたい。

(樋口専門委員) いやいや、だから使い方が法律の限定解釈するから、特許の対象にはさすがにならんでしょうというだけの判決なので、ちょっと余りにも寄り掛かりすぎかなという、ほかのを持ってきてくださったほうがよかったんじゃないかと思ったんですね、法律家としては。

(福井大学：盛永) はい、ありがとうございます。(でもEU圏内では特許が取れないなら、アメリカへ行こうという研究者の動きもあるようです。)

(原山会長) ほかにどなたかございますでしょうか。

では、皆さん考え。1つ、一番最初のところで、人間の尊厳についてということが先生の基本的なベースにあるとおっしゃっていて、きょうはそれではなくてというふうな形で進めてしまったのですが、やはり芯となる人間の尊厳からスタートしたときに、どういうふうなロジックで詰めていかれるか。ち

よっと短くていいのですけれども、やはり我々が期待したのはその議論だったと思うんですね。

(福井大学：盛永) 人間の尊厳ということから議論を進めていくことはできるのですけれども、そうすると、結局、人間が尊厳を持っているのかどうかということきちんと証明しなきゃいけないわけですよ、議論しなければいけない。それは大変難しいということなので、それで結局は、ショーペンハウエルのように、こんなことを講義室以外のところで意識した人なんていないんだという考え方が出てきてしまうので。でも、この議論はヨーロッパの生命倫理の最大原則ですから、特に生殖医療を考えるときには一番の根本に置かれている原則で、日本でも、平成15年の厚生労働省生殖補助医療部会報告書でも6原則のひとつにされている原則です。じゃ、人間の尊厳は報告書のどこに反映したんですかと一度委員の方に聞いたことあるんですけど、いや、これは哲学の先生が入れるように言っただけで、実際にどう議論に反映されたかわかりませんというのが実際のことであったようです。だから、人間の尊厳から議論したのではうまく進まないの、私たちは誰もが人を研究に使ってはいけないと考えているわけで、つまりそれだったら、ヒト胚も研究利用ができませんよという議論をしたほうがわかりやすいのではないかと。

(原山会長) ほかにございますでしょうか。

青野さん。

(青野専門委員) すみません、ちょっと物分かり悪くて申しわけない、勉強不足なのかもしれません。

1つは、総合科学技術会議の結論とワーノック・レポートが似て非なるものということだったんですが、そこをもう一回教えていただけないですか。つまり、どこが違うか。

(福井大学：盛永) ワーノック委員会のほうはどう考えたのかというと、原始線条が2本あらわれる場合もある。その場合は多胎になりますよと。多胎になったら、Aという胚がBとCという胚になるわけですよ。そうすると、やはり数的同一性も一致していないし、Bという個体は15日以降に発生したと考えることができるから、14日以前の胚を使用してもいいという理由、これがワーノック委員会なんです。

ところが、日本のほうは14日以前は多分化性と定義したんですね。つまり、原始線条ができることによって、どこに頭が来て、どこに内蔵が来るのが決まって分化していく。ここで個体が始まるんだと捉えたと思うんですね。これは大きな違いなんです。15日以降に臓器分化が始まる。それだったら数的同

一性は保たれているわけで、別に何ら問題ないわけですよ。身体がそこから特定された一つの身体になったというだけであって。しかし、ワーノック委員会のように、多胎ができるというのは、「個体とは分化不可能性」だと、加藤尚武先生もまさに定義するように説得力があります。だから、個体は15日以降だという考えが正しいかなと思うんですけど、しかし、でも、じゃ、14日以前はどうして分化可能性があるかと決めつけるのかということになると、潜在性の議論をここでやっているんじゃないか。だから、そこもおかしいんじゃないかということ。よろしいでしょうか、違いますか。

(青野専門委員) いやいや、わかりました。

(福井大学：盛永) だから、僕は、2004年の検討委員会の人がどう考えたのかわからないけど、この文章だけ見ると、おかしいと思って、そのことについては、資料3-2のほうに、「日本の生命倫理政策に対する懸念」として、もう3年ぐらい前に書いた冊子にもその点は述べてある。

以上です。

(原山会長) 玉井さん。

(玉井専門委員) 今のことに関連してです。盛永先生は、多分化性と多胎性ということを対比して論じておられて、先ほどのプレゼンのときに、多胎性に基づく議論というか、多胎性というものを根拠にした議論が主流で、世界の論文はみんなこっちだというような、そんな言い方をなさっていたと思います。盛永先生がそうだとおっしゃっていることを疑うわけでもないのですが、本当にそうなんでしょうかというところをお聞きしたいんですけど。

(福井大学：盛永) きょう僕が挙げた人たちは、みんな多胎性の議論をやっていて、多分化性のことについてはちっとも触れていないんですよ。つまり、多胎ができるということが15日のところで起こり得るということが、ここで個体が始まるんだと考えている、そういう理論なんですね。クバンテもそうだし、みんなその議論です。15日目に身体が決まるから、ここから個体が始まるなんて誰も言っていません。

(玉井専門委員) たしかに先生が引用された論者の方々はそうかもしれませんが、そうではない立場からの反論も恐らくあり得るだろうというふうに思います。そのあたりの議論の趨勢というか、全体の流れというか、どのようなものなのかを教えてください。

(福井大学：盛永) それだと議論が成り立たないんじゃないかと僕さっき言ったわけですよ。だって、数的同一性は保たれているわけですから。そうすると、胚Aがそこから分割が始まって1つの身体ができたということだけであって、もう遺伝子的にも三、四日のころに決定されているわけですから、それが展開していった進んだだけであって、そこに14日という基準は出てこないじ

やないですか。そんなこと言ったら、脳神経系が発生したという基準のほうがずっと正しいような気がします。つまり自我統一する主体ができたというふうに捉える。身体ができたところに個体が始まるなんて誰も思っていないんですね。じゃ、身体が死ぬまで、脳死じゃなくて身体が死ぬまで個体は死なないにするかといったら、誰もしないじゃないですか。スライド17にも反論は書いておきました。

(原山会長) ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか、では、ここまでとさせていただきます。

盛永先生、ありがとうございました。

続きまして、上智大学特任教授の島菌先生からご発表をお願いいたします。20分ということをお願いいたします。

(上智大学：島菌) 私の9ページ目に誤りがありましたもので、今、修正版を使っています。

このような会にお招きいただいて、ありがとうございますといいますが、今、文系のおっしゃったかと思いますが、人文系のおっしゃいましたかね。

(原山会長) 人文社会です。

(上智大学：島菌) 人文社会系。非常に重要だと思うのですが、ということは、ここのメンバーに余りそういう方面の方が少ないんだとすると、これは非常に問題であるというふうに思います。というのは、私は1997年の生命倫理委員会、2001年に生命倫理専門調査会になりまして、その両方に参加しまして、その中で、だんだんと医療系、法律系に力点が移って行って、論理の基礎を討議する部分は薄まっていくということが非常に懸念したことでありました。そして、とりわけヒト胚の取扱いに対する基本的考え方、その委員会は紛糾をいたしまして、本当にドタバタで最後の報告書ができて、青野さんとか皆さんよくご存じの方おられると思うんですけど、その経緯は私の著書に書いておりますが、したがって、この文章は非常に内容がないと、はっきり言ってですね。事務局がドタバタに作成したというふうに私は理解しているわけです。

こういうやり方が非常によくない。結局、科学者・研究者を辛い立場に置くわけですね。つまり、論理の基盤がしっかりしていないので、どこで、なぜそんなふうな規制を受けるのかがよくわからないというようなことになってしまうので、論理の基礎をしっかりさせてほしいということですね。

そういうことで考えますと、この問題は日本では、生命倫理委員会のヒト胚研究小委員会が比較的しっかり議論している。ですので、ここから出発すべきじゃないかと思います。

今、盛永先生おっしゃったように、欧米ではかなり人の生命の尊厳とか人間の尊厳とか、生命の神聖性というような議論で基盤ができていると考えられて

いるわけです。それに当たるものを日本ではどうつくってきたかということをしつかり振り返り、それに基づいて、この委員会はどういう貢献をするのかということを確認にさせていただきたいと思うわけです。

というのは、生命倫理委員会は、小委員会をつくって非常に濃密な議論を重ねたんですね。そして、委員自身が文書作成にかかわるということを丁寧にやりました。事務局に任せるというふうなことではなくて、委員自身が文案をつくっていくということをやり、恐らく討議の時間の数も非常に多かったと思うんですね。そういうふうにしてできた文章ですので、今読んでも読みごたえがあると思います。

2枚目に、基本事項ですね、ここはまとめのところにあるわけですが、ここで「生命の萌芽」という言葉を使っております。これはあいまいといえばあいまいですが、一応これ、「生命の萌芽」という言葉で今、盛永先生が議論したような複雑ないろいろな議論がある、その問題を、一応「生命の萌芽」という言葉でおさえようと、これはここから始まっているんじゃないかと思います。

生命の萌芽は、当然、人間の命と相通じる尊厳性を持つものである。相通じるというところには、ひとしくはないだろうということも考えられているわけですが、そういうふうなことが生命の萌芽という言葉のニュアンスにあったということなのです。

この文書でははっきりと、「研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと。」となっております。これがこの小委員会の判断であり、当時の生命倫理委員会の判断です。これを翻すのであれば、なぜ翻すのかということがはっきりしなければならないと思います。

それは、例えば「生命の萌芽」といった考え方が変わったのか、そのほかの事情があるのか、そういうことを明確にしなくてはならないと思うわけですが、ヒト胚の取扱いに対する基本的考え方では、その辺の議論は通りすぎてしまったというふうに考えています。蓄積がきちんとなされていないということが大きな問題だと考えております。

今、このヒト胚の最初のヒト胚研究小委員会の文章を基本にさせていただきたいということで述べてまいりました。そして、それに続いて、ヒト胚の研究利用に関する……2番目のヒト胚の取扱いに関する基本的考え方になるわけですが、これについては、ここに持ってまいりました、14ページに出ております『いのちの始まりの生命倫理』という本で議論しておりますが、この文書は大いに頼りないものである。そして、異論があったので、反対意見が付されております。そして、私の本でも代案を示しております。ですので、これは非常に危うい議論になっているということがあります。

第2のヒト受精胚のところですが、これについては、この委員会では、つま

り平成16年に行われていた、その前年ぐらいから行われていた生命倫理専門調査会の議論では、その受精胚の研究について日本産科婦人科学会に資料の提出を求めたけれども、それはなされなかった。ですので、非常に不十分な中で時間切れで議論が済まされてしまったというようなことがありました。

そこでは、研究材料として使用するために、今、6ページ目の下のスライドを見ておりますが、ヒト胚研究小委員会の報告に示されたとおり、「研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」を原則とするということが確認はされている。

しかし、7ページへ行きますと、例外があるという話になっているわけです。その例外というのは、「恩惠及びこれへの期待が十分な科学的合理性に基づいたものである」、3つ例を挙げておりますが、「人への安全性に十分な配慮がなされること」及び「恩惠及びこれへの期待が社会的に妥当なものであること」というふうなことです。このところは議論が非常に不十分であった。もし、こういうことが例外であるというならば、どういう意味でこういうものが満たされれば例外的になるのかということになる。

他方、そういう条件を満たした場合でも、人間の道具化・手段化の懸念ということが残るので、それについては配慮が必要だということなんです。つまり、人の命を道具として手段として用いるということと、もしかして、それを利用すれば何か非常に大きな利益が得られるということの間の比較考量的なことが残るという、そういう議論になっていると思います。この辺は私どもはそういう議論が熟していない段階で認めることを反対したわけですが、受精卵の研究が認められてしまったところなんですね。

ただ、それは8ページにア、イ、ウと3つありまして、生殖補助医療研究目的での作成・利用は認めてよいということになりました。これは、資料の提出が不十分であったにもかかわらずそうなったわけですが、もう既に行われているからという既成事実ゆえに認めたようなところがございました。

それから、先天性の難病に関する研究目的というふうには、これは必要性が確認できなかったというのが当時の判断です。この場合は、必要性が認められた場合には、手段化・道具化ということと比べながら判断をすべきだという、そういうことであったわけですが、そもそも必要性がまだ認められないから、両者を比較するような段階にまで至っていないという、そういうことであったと思います。

そういうわけで、ヒト受精胚を新たに作成して、ヒトES細胞を樹立する必要性は現時点では確認されなかったということになっています。

先ほど樋口先生からご質問があった話ですが、余剰胚というのは、将来破壊されるはずのものである。既につくられていて将来破壊されるはずのものであ

るから、そういう条件のものは利用していいと、これは世界的な余剰胚の特殊性だと思えます。意図的に新しい胚をつくる、これは生命をつくるということ自身の倫理的問題があり、そして、それをさらに破壊するという、破壊が予定されていないものを新たにつくって破壊するという、これは大いに違うということで、ですので、ますますES細胞を樹立するということは、新たに受精胚をつくってES細胞をつくるということは認められないというのが当時の判断でございました。

生殖補助医療の向上に資する研究については一応認めたのですが、これも当時の議論は大変不十分でありました。伺ったところでは、その後もこういう研究の申請は余りなされていないということですが、そのあたりはぜひ研究の申請内容に即して、どういう意味で妥当とみなされたのかということを検討していただきたいと思えます。

その後、幾つかの指針等がつくられておりました。そして、その間に生殖細胞の作成の許容がなされたわけですが、12ページへ飛びまして、ここからのスライドは、私が2008年に生殖細胞の作成を認める、許容する決定がなされた委員会に出席させていただいてヒアリングの発言をさせていただいたときの資料です。

我々が考えるときに、やはり先ほどの盛永先生のお話でも、欧米では生命の神聖性とか人間の尊厳という議論がなされるときには、やはりキリスト教に基づく生命倫理の基本的な観念が理念としてあって、それを土台にして議論しているというふうに思っています。ですので、世界的に国家の数でいえばかなりの差でヒト胚の研究は許されないというのが多いですね。

これは2004年ぐらいに国連の総会で議論がされて、クローンを作成することと同時にヒト胚の研究も、クローン胚の研究ですかね、も認められないというほうが国の数でいうとずっと多い（朝日新聞2005年2月10日号、参照）。それは多くの場合、宗教的な基盤というものが基礎にあると思えます。

キリスト教の場合は、「霊魂付与」という理論がありますけども、受精の瞬間からそこに人の命があるという見解を認めるかどうかが大きな問題であって、これをめぐって非常に真剣な議論が長期にわたって行われているということですが、我々の場合は、それを「生命の萌芽」ということで、違う道をたどってきている。しかし、「生命の萌芽」を利用していいかどうかということについては非常に難しい問題があるということは認めているという部分があると思えます。

14ページですが、私の理解するところでは、2004年の文書ができるまで3つ大きな論点がございました。

クローン胚をつくったり受精胚をつくって利用するということは、そもそも

人の命をつくることになり、つくって利用するわけですから、何かの目的に対する手段にするということであって、そういうことがそもそも許されるのかという、これは根本的な問題ですね。

それから、それを新たに受精卵をつくるということを通してやらなきゃならないのかという、その必要性があるのかどうかということですね。クローン胚の場合には、何といても卵子の調達という非常に重要な問題があったので、これがクローン胚については最も重要な問題だったかもしれませんが、(1)の問題ですね、これについて真剣に考えていく必要があるわけですが、それが遅れていると私は理解しております。

その理由は、次のページですが、要するに、欧米の議論では、由来の問題に非常にこだわる。つまり、受精卵を破壊することが生命を壊すことだということに議論が集中するわけですが、利用して何が行われるかということをもっと考えなくてはいけない。つまり、人の命が手段化している、道具化されているということは、それを使って何がなされるかということが重要なのであって、そこまで考えなければ許容するかどうかという判断はできないはずだと思うわけです。しかし、由来の問題だけで判断がなされてきた伝統があるために、こちらの問題が欧米ではあまり議論されていない。

これがブッシュ大統領の時代に、レオン・カス座長の大統領生命倫理評議会がエンハンスメント問題というのを扱うようになりまして、医療の目的は何であるかということの本格的に考え直さなきゃいかんという、そういう議論を始めたということが非常に大きな展開だと思っております。

そのエンハンスメント問題ともつながりますけれども、ヒトの胚を利用して何をやろうとしているのか、それによって我々の生活はどう変わるのか。その中には当然ポジティブな帰結がある。それを挙げて、ぜひやりましょうというふうに言っているわけですが、しかし、どういう帰結が起こるかの中には、ネガティブなこともあるはずですよ。そのことについて十分に討議しなくてはならない。

こういう場所では、研究を進めたい側からの提案がまず上がってきますので、ポジティブな側面が出てくるわけですが、それによって生ずるネガティブな側面、人の生命が道具化される、手段化されるということはネガティブな側面ですから、それはどういう場合に起こるのかということをも十分に考えなければならぬということですよ。

例えば、実験室の中でヒトのいのちをいろいろ利用する。実験室というのは、そもそも「モノ」を扱うという前提である場所ですから、そこにヒトのいのちが、あるいはヒトの「命の萌芽」が入ってくる、そのことですね、そういう特別な空間では、ヒトのいのちを利用するということが行われることになる。

いろいろなものができる可能性がある。これは山中先生も大いに問題にしています。山中先生の研究室からもネズミが逃げたらしいですが、マウスがですね、「外へ逃げたということが確認されていない」という報告だったのですが、確認できるはずがないわけなので、そういうようなことが起こり得るとということがネガティブな帰結であります。しかし、もし野生にキメラの種が広まるようなことがあったらどういうことになるのかというような問題が出てまいります。

それから、生殖細胞をつくるということは、人間をつくることに近づいてきているんですね。人間をつくるということは人には許されていないです。これはキリスト教だけではなくて、あらゆる宗教は否定すると思いますし、これを覆すことができる人は少ないと思うんですが、しかし、どんどんそういう方向へ今科学は近づいているわけで、それができる方向へ近づいているのに、どこで歯止めをかけるかということを実際に考えなければならない。そのところが問題になると思います。

そして、先ほどのマウスが逃げた話もそうですが、予想できる領域の、その向こう側に予測できないことを考えておかなければならないような、これは現代科学のリスク問題というものは、計量できるリスクの向こう側ということを常に考えていかなければならないということなんですね。こういうふうなことが生命科学の発展では大きな根本的な問題としてあるということを前提にして議論をしていただきたいということでもあります。

そろそろ時間だと思いますので、最後に申し上げたいことなんですが、18ページのところに「国際協議の必要性」と書いてあります。これは、2004年の議論のときにも私は盛んに申し上げたことなんですが、国際的にこうなっているから、日本も遅れないようにうまく乗っかろうという、そういうふうな議論は、倫理委員会としてはまことに情けない話だと思います。むしろ世界に貢献できるような倫理的議論をしなくてはならない。そして、それは西欧とは違う議論を、異なる文化的前提を持っている日本であるからこそ取り組まなければならないということです。そして、まず世界にこういう倫理的問題についての討議をすべきであるということと呼びかけるべきである。というのは、先へ進んでしまう国が、議論をせずに許容した国が得をする構造になっているわけですね。それこそ特許などをどんどんつくって経済的な利益を得る。そういう中で、いわば抜け駆けが正当化されてしまう、そういうような状況では倫理的な歯止めがかかることは期待できないと思うわけです。したがって、国際的に先端的な生命科学の研究、倫理的な重い問題を含んだ研究をどういう基準で規制していくかということについて討議していく場を構成しなくてはならない。それを日本が積極的に考えていくべきだということでもあります。

最後のスライドは、山中先生はそういうことも意識しておられると思うんですが、しかし、新聞報道を見ると、とにかくこのままではアメリカに負けてしまうとか、どうやれば日本はこれで勝利できるかとか、そういう報道であります。これは非常に志が低い、はっきり言って。とにかく倫理の問題を日本からしっかり発信していくという、そういう使命が生命倫理専門調査会にはあるんじゃないだろうか、そういうふうに思います。

以上でございます。

(原山会長) ありがとうございます。

ただいまのご発表に関しまして、ご質問、コメントなどございましたらお願いいたします。

すこし皆さん考えていただく間に質問させていただきます。最後の国際協議の場なのですけれども、既に今ないわけではなくて、既にその場というものがあると思っているのですが、その存在そのものですね、どういうフレームワークでやられているか。と同時に、それに対して現時点での日本のコミットメントはどのような形になっているか、どういう方が参画なさっていて、その議論というのはどのような形で研究コミュニティにフィードバックされているのか、していないのか、その辺話していただければと。

(上智大学：島菌) 私もそれほど詳しいわけではなくて、盛永先生のほうが詳しいところもあると思いますし。しかし、学会レベルでのそういう議論と、やはり政治的な国際関係次元ですね、両方必要だと思います。EUなどはやはり国のレベルを超えて共同の議論の場をつくって、位田先生なんか詳しくいらっしゃると思うんですが、それをさらに国連次元でできるのか。例えば、環境問題についてはそういうことを、京都議定書のようなものをつくる場所までいっているわけで、政府が乗り出さなくてはできないわけですが、生命倫理についてはそういう議論は非常に遅れていると私は認識しております。

(原山会長) どなたかございますでしょうか、ご質問。

では、加藤さん。

(加藤専門委員) ありがとうございます。私自身はこの委員会の外側から先生方がやっておられるのを見ていたものを再び思い出して、特に論理の基盤がしっかりしていることが重要であると最初におっしゃった点がそうだった、しっかりやらねばならんなと思いました。

それで、ちょっと教えていただきたいのですが、一番根本のところのヒト胚は「生命の萌芽」であるという日本の中でも一番中心部分の考え方がどういう考えでつくられたのかというものを、もう一度、しっかりと教えていただきたいのですが、どうぞよろしくお願いします。国によっては単なる細胞の塊（かたまり）と考えたり、個人人間そのものであると考えたりするわけですね。そ

の中間に結果として置いたわけですが、それをいま一度お願いします。

（上智大学：島藺）「もの」と「人間」、一般的な法律の基盤というのは、人間でなければものということになるのではないかと思うんですが、その間ということは、法律的にもそういう理念がはっきりしていない。それで、欧米の議論では、とにかく、いつ人になるかという議論が根本的なものとして扱います。中絶などの議論が基礎になっていると思いますが。しかし、どこかの段階から人になると自身がそもそも適当かどうかというのも異論があると思うんですね。この魂があるという、魂こそが人間を構成するというふうな前提がある場合には、魂がそこへあるかないかないので、どこかで切れるわけですが、仏教などの場合には、縁によって人が成り立っているということになると、段々と成り立ってきているのが当然であるということにもなるわけで、そういうふうな人間観の諸前提が多様であるということを経験とした場合に、そのところは「生命の萌芽」という言葉で通過するといいますか、「生命の萌芽」だからこそどういふ問題があるのかということをしつかり考えましょうという、そういう概念だと思っております。したがって、「生命の萌芽」というものを扱うときには、例えば、道具化・手段化というふうな問題が深刻に生じてくると、こういうふうにならざるを得ないと思います。

（加藤専門委員）特に私が興味をもっているのは、いわゆる欧米ではキリスト教、その中の最もはっきりとしたスタンスを取るカトリックの考え方と、それとはまた違うプロテスタントなどの考え方もあったりするわけです。そして、カトリックによると、受精の瞬間に一つの個体になるのだから、全てが殺人に対応するというので、そこからは「生命の萌芽」という考え方は出てきませんよね。

一方、科学者が前へ出るような議論では、次第に細胞の塊ができてきて、いろいろなものができてくるという議論も可能と私は理解していて、例えば、ドイツですごく議論があったときには、そもそもヒト胚は着床させなければ決して人になることはないのだから、そこまでは単なる細胞の塊である。だから、ヒトの尊厳の問題じゃなくて、着床させなければただの細胞の塊なんですよというのを誰かが主張しているのを読んだことがあります。

一方、私が先生に聞きたいのは、日本では欧米的なキリスト教中心の影響は少ない。そうすると、日本の中でのヒト胚を捉える考え方は、キリスト教的議論がなされている国での議論とは違うものが必要になる。それを最初の委員会ではかなり練り込んだ議論をしたときさっきおっしゃったので、西洋ではできなかった日本の議論の具体的な特徴は何だったのかということを知りたいと思うわけです。それを私たち、この生命倫理専門調査会は引き継いでいかないとはいけません。

(上智大学：島菌) その、先ほどの盛永先生の14日ですね、原始線条のところをめぐる議論をされておりましたね。一方、中絶の問題でいうとパーソン論なんていう議論があったりして、20週とかその辺で線を引くという議論があったりしますね。ですから、欧米でも、どこかで区切るという考え方のもとでいろいろな論理を使っているということだと思いますね。ただ、「生命の萌芽」というときには、区切るというようなやり方ではない考え方をしようということが入っていると私の理解です。これは私、その親委員会に入っていたが小委員会に入っていたわけではないので。しかし、ですので、「生命の萌芽」だから尊厳性がないというようなことを別に言っているわけでもないで、「生命の萌芽」としての尊厳性ということは主張としてあったと思いますし、ならば、それはもっと大きな段階になった、例えば、中絶を認めないというような場合の条件とどう違うのかというふうなことはそれぞれ考えていかななくてはならないことだと思います。

欧米の先ほど多胎性とか多分化性というふうな議論がなされましたが、そういうレベルでの非常に洗練された議論というのも、これはそれなりに参考になるとは思いますけれども、私はそれ以上に、その「生命の萌芽」を使って何をしようとしているかという、その問題ですね、その論理性をはっきりさせることに重要性があると、これは私個人の考えですが、その辺は、ヒト胚小委員会の議論では、そういう議論はなされていないけれども、しかし、「生命の萌芽」であるけれども尊厳性があるというふうなところは明確になっていると思います。

(加藤専門委員) もう一言、私が今思うことを申し上げたいんですけども、私は「生命の萌芽」というものは命の萌芽というか、それはある種の日本におけるコンセンサスとして論理的には説明は難しいかもしれないけれども、それなりに練り込まれた上で、つくったものだと理解しています。そうなったときに、この委員会がこれからやる議論で重要なのは、つまり萌芽なので、ヒトそのものではないですね。でも、細胞の塊じゃないんですね。そうしたときに、そこから導いて、日本の国は余剰胚、いずれ捨てられるとわかっているヒト胚は、萌芽だけれども、捨てられるものなので利用してよいという結論を出したんですが、今私達が考えているのは、ヒトの生命の萌芽をつくって利用してよいかどうかなんです。だから、萌芽だからヒトじゃないので、ヒトをつくることをするわけではないんですね。その同じ萌芽同士を見て、余剰胚はオーケーで、これからつくるのはだめという結論をどう出すか、あるいは両方オーケーという結論をどう出すか。残念ながら、「ヒトの生命の萌芽」という表現そのものからでは結論は出ないと思うんですね。それがやはりいろいろと議論の経緯を知りたい理由の一つで、あるいはもしかしたら、この委員会がこれから議論し

ないといけないことなのかもしれませんが。

（上智大学：島蘭）萌芽をつくるということは、その「生命の萌芽」ということの中には、「生命の萌芽」をつくるということは、これは多分ヒト胚小委員会の議論になると思いますが、今すぐに確認できませんが、ヒトをつくることに通じるもの、将来、ヒトになるはずのものをつくるということだという議論が入っていると思うんです。ですから、これが由来の問題にこだわっていると見えにくいと思うんですが、ヒトをつくるということは、それ自身非常に重い倫理性を持っている。余剰胚の場合は、別の理由でできているものをどう使うかということですが、将来利用されるべき人の命をつくるということ自身が倫理の根本にかかわる問題を含んでいると私は理解しています。

（原山会長）辰井さん。

（辰井専門委員）すみません、1つお考えをお聞かせいただきたいんですが、しっかりした基盤をつくっていかねばいけないというのはそうだなと思う気持ち半分、そうであってもらいたいという気持ちは私もとてもございます。ただ、欧米の場合には、やはり様々な事情というか歴史的なものから、ある程度共通の基盤みたいなものがもともとあって、例えばこういう委員会などでも、それを発見したり明確にして、それを基礎にいろいろな規制をかけたりしているような状況であると思います。ただ、日本の場合、それが全くないということはないんでしょうけれども、しかし、それほどないのではないかという感じがあり、そうすると、どこかでつくってやるというようなことにならざるを得ないように思います。それが、例えば科学者の方々がそういうことを議論されたり、科学者以外の方々でも様々なところで議論されたりしてだんだんできていくというのは大変望ましいことであると思うのですが、それはこういったある程度牽引性のあるようなところで考えてつくって、それを基礎に規制をするというようなことになると、それは外見上、ヨーロッパなどと同じようなものに見えたとしても、その実体はかなり違うというふうに思うんですね。そこについて迷いというか、やはり余りそれをやるべきではないのではないかという気持ちがありまして、そういう意味で、こういったところで倫理に関する議論をそれぞれにやるということに対してどうしても抵抗感があります。そういったことについてお考えをお聞かせください。

（上智大学：島蘭）こういう問題は、将来の人々の生活のあり方を変えていく可能性があるという認識をぜひ持っていただきたいと思うんですね。つまり生命科学が変わっていけば、生活のあり方が変わる。それは生殖補助医療なんかもどんどん影響してきますし、そうじゃなくても、どんどん変わるので、国民的な議論が必要な問題が多いと思います。その議論をつくるには、政府なり国会なりが、ある指導権を持ってそういうことを進めていかなないとなかなかでき

ない。脳死の場合には、いわゆる脳死臨調がそういう役割を果たして、日本は非常に堅固な、ある意味で欧米とは違う議論をつくったんですね。それはその後、ちょっとなし崩し的に国会の、これは議論をせずに、国会議員のその場の判断で決めてしまうということで崩されてしまったけれど、こういうやり方が一番よくない。国の根本方針にかかわるものだというふうな理解が必要だと思います。

1997年にクローン人間をつくっていいかという問題が起こり、各国がそういう倫理委員会をつくった。それで日本は、橋本首相でしたか、生命倫理委員会をつくったわけですね。その段階では、常設の国家的な生命倫理委員会がそういうものを蓄積しながら、議論を蓄積しながら堅固なものをつくっていくという体制をつくらうとしていた。そのとき、谷垣さん、科学技術庁長官でしたが、そういう議論を聞いた覚えがあります。そういうことが、しかし、2001年の省庁再編において、生命倫理専門調査会になると、これはややアドホックになって、そのときの課題を、そして、政府の方針に沿ってそれを取り組んでいくというふうな形になっていはいはしないだろうか、これは私の本にも議論してあるところですが、そういうことでは、時々政治の都合で根本的な倫理問題が動かされてしまう。それは非常に具合が悪いところです。ですので、政府自身もこういう議論を蓄積的に展開していくという、そういう体制をつくる。その中で国民が参加できる議論の場をつくっていくということが必要だと思います。そうしないと、こういう委員会でも、倫理的な基盤というのはよくわからないままに、そのときの都合で、やはりほかの国は進めているからとか、今進まないと負けてしまうからとかいうことになる。法律の方は、どういう基盤で法律をつくるかという、政策にあわせるために法律をつくるというふうなことになってしまうというふうに私は考えます。

(原山会長) いかがでしょうか、ほかに。

あと、今の流れなのですけども、やはり政府の場で、この会議もそうなのですが、議論もありますけれども、あともう一つ大きなステークホルダーというのは、いわゆる生命科学の研究者じゃなくて、倫理を主とする研究テーマとするアカデミアの中での議論というのは非常に重要だと思うんですね。何かというと、政府の中で論点整理すると、今おっしゃったようにバイアスかかる可能性もあり得る。研究者というのはそもそもで中立的に客観的に現象を捉えるというのが役割であって、それも倫理に関してもそれがなし得るわけで、そのコミュニティの、いわゆる論点整理と議論の成熟というのが、なかなか我々のところに伝わってこないというジレンマがあります。そういう意味で、きょうのテンテティブというのは、お二人の先生方に来ていただいて、次回もやるわけなのですけども、やはりある種の取りまとめと、それから議論の方向性という

のはやはりシェアしていきたいと思っております。

それからもう一つ、先ほどおっしゃったように、欧米では宗教、キリスト教といっても様々なアプローチがあって、プロテスタント的な思想もあればカトリックもありまして、カトリックの中でもピュアなところもあれば、割とフレキシブルに考えるところもある。それはそのような基本があつてのところなのですが、日本の社会を考えると、宗教の位置づけというのが核になっているとはなかなか言い切れないのが現状で、であれば、何を核として倫理観の形成というものがなし得るのか、その辺の根本的なところがないと、この局面だけ議論してもぶれてしまうし、その時々の流れに押されてしまうというのが、その辺、先生、どういうふうにお考えですか。

（上智大学：島菌）私自身もそういう問題に取り組んでおりまして、十分な貢献ができていないことを残念に思っておりますが、そういうアカデミシャンが国民の倫理観を反映しながら公論形成に参加していく、そういうことが我々も務めることなんです。こういう政府側の委員会もそういうことを常に視野に入れて、そういうことが進むような形ですね。例えば、こういう委員会を公共的にやる、例えば皆さんが審議の内容をシンポジウムによって把握できる、そういうふうなことが、このヒト胚の委員会でもそれは少しはやりましたけれども、もっとしょっちゅうなされるとよい。脳死臨調のときは非常にこれは強くなされて、大いに議論が沸き立ったんですけども、日本にも宗教的な考え方の基盤は、私は実はかなり強くあると考えます。ただ、宗教団体が非常に多様化しているので、それを集約するのが難しい。アカデミシャンがそういうことをもっと拾い上げながら議論をしていくようなことをやるべきだ。宗教学なのでそういうことに話が行きがちですが、お互いに、それは理系の研究者の方にもプラスになるし、政府にとっても実は国の底力ですね、そういう公論の底力をつけていくことになる。そういうことで文系の学者の奮起を私も促していきたいと思っております。

（加藤専門委員）ちょっと。

（原山会長）では、最後に。

（加藤専門委員）では、短く。2つのことできるといいなと私は思っているんです。

一つは、これは悔しいんですけども、欧米においては、いわゆる科学のジャーナルの中にオピニオンの部分がありますね、コメント用オピニオン、そのところに文系の先生も、それから理系のほうからも文章が書かれて掲載される。実験のデータを出すんじゃなくて、意見を言う場が出来上がっていて、そこに文理両方から、あるいは学術研究機関に属していない人々からもいろいろな意見が出て、それを若い人も含めて読んでさらに考えていく、ということが

できています。

もう一つは、私はドイツの国家生命倫理委員会の活動を追いかけて、見ていると、オープンなセッションをやっていますね。すみません、ドイツだけじゃなくてアメリカの大統領委員会でもそうなのですが、公開で議論をするセッションがあって、それが国の中のいろいろな場所でやられている。アメリカだったらワシントンだけじゃなくてサンフランシスコでやる。そういうのはもしかしたらあるといいのかなと思います。

以上です。

(原山会長) ありがとうございます。

そろそろ時間になりましたので、本日、お二人の先生方、どうもありがとうございました。

次回も2名の人文社会系の先生をお招きしてヒアリングする予定となっております。

続きまして、次の資料5についての説明を事務局からお願いいたします。

(尾崎参事官) 資料5について説明をいたします。

資料5につきましては、今回のヒトES細胞等から作成される生殖細胞によるヒト胚作成研究について議論していくための文書として作成してきているものでございます。

それで、資料5の1ページ目をまず見ていただきたいかと思えます。

これまでの会議で、どういうふうなことを検討していくかということについて、こちらのほうから出させていただいて、その際に、先生方から、こういったことも追加したほうがいいのではないかという意見がございましたので、検討項目に順次追加等しまとめてきたものでございます。

1ページ目を見ていただきまして、3と4については、大括りでこういうふうなことについて、論点といいますか、それを検討していくという話で前回も出させていただいているものです。前回の会議のときに、研究目的でのヒト胚の作成に係るこれまでの整理の状況について、これは先ず認識しておく必要があるという意見がございましたので、その部分を1として追加させていただいたものです。

2のところにつきましては、前回のES細胞から生殖細胞を作成を容認する際に、文部科学省から諮問が出されて、それに対する答申を、当時の総合科学技術会議が出していますので、それにつきもまずは認識しておく必要なこととして、1と同じように事務局で整理状況を追加して、明記させていただいたものです。

5のところは、9月から検討をやっているわけですが、検討の中で出てきた課題で、3、4から抜けているが、ちょっとテイクノートしておくべきことと

いうことを追加させていただいたものでございます。また今回、この資料の中では検討のポイント案とかを追加させて頂いています。当該ポイントは事務局でこれまでの議論を踏まえて書かせていただいた内容でございますので、またお持ち帰りいただいて見ていただいて、何か議論があれば、コメントがあれば事務局に出していただければと考えています。

説明は以上でございます。

(原山会長) ありがとうございます。今後の議論をどのような形で進めていくかというときの論点整理でございますので、本日、中に入るというよりか、これはお持ち帰りいただいてお気づきの点がございましたら事務局のほうにフィードバックしていただければと思います。

もうヒアリングも並行してなので、今後の課題となりましたが、何か特段のご意見ございませんでしたら、次のほうに進ませていただきます。

資料6のほうに移ります。報告事項でございます。倫理に係る各種課題の検討の状況についてということで、事務局からお願いいたします。

(尾崎参事官) 資料6をご覧いただきたいと思います。

資料6につきましては、樋口先生から、生命倫理専門調査会としては、生命倫理に係るような重要な課題について、どこでどのような議論が進んでいるのか、その辺を把握しておくことが少なくとも必要ではないかという話があったことに対する報告でございます。中間報告的なものですが、現在までにわかっているところをまとめてさせていただいたものでございます。

簡単に説明をいたしますと、一番左側の整理番号というところにつきまして、1から、裏をめくっていただきまして7までございまして、これは基本的に樋口先生から、こういった項目についてどんな状況になっているのだろうかという提示があったことに基づいているものでございます。

それで、1番のところ、ヒト幹の細胞を使用する研究関係というところで見させていただきますと、「特定胚を使用する研究」について、こんな法令とか指針とかがあって、関係部局として、この辺のところは我が内閣府の関係ということなのですが、こういうことをやっており、現在の状況については、こんな状況にあるということを記載しています。特定胚については、動物性集合胚の動物胎内への移植についての見解をまとめたというようなことを書かせていただいております。

また、その次の下の欄は、「ヒトES・iPS・体性幹細胞に関する研究関係」ということでございまして、これにつきましては、法令または指針としては、そこに書いてあるような指針がある。また、再生医療ということであれば、新しい法律の再生医療等の安全性の確保等に関する法律や、薬事法などが関係しているということ、以下、それについての関係部局と現在の状況ということ

になります。

再生医療の安全性の確保等に関する法律等につきましては、一番右のところにございますが、平成26年11月末までに施行が予定されている状況にあるということが書いてあります。

また下の欄に行きまして、3番目のところで、「生殖補助医療研究・生殖補助医療の関係」ということで、1つは、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究の倫理関係と、生殖補助医療制度の整備の関係ということで、これまでここまで進んでいるとか、関係部会の会議の開催はこのような状況になっているということをまとめさせていただいております。

4番目にいきまして、「遺伝子関連の研究関係」ということで、ヒトゲノムの遺伝子解析研究や遺伝子治療の臨床研究というところ。これらは、関係の指針見直しを終えたばかりであるということ、または見直しをしている最中ということ状況を記載しているところがございます。また、個人遺伝情報を用いたビジネス関係というところについては、経済産業分野における個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインというのを経産省で定めており、定めた後、特段の検討は今行っていないということと、ただ、遺伝子検査ビジネス関係については、報告書を公表しているというような状況があるところがございます。

裏をめぐっていただきまして、5番目、「疫学研究と臨床研究関係」につきましては、文科省と厚労省で関係指針を持っておりまして、最近、これらの指針を統合する、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の素案がまとめられたというところがございます。今後、行政手続法に基づく意見募集を実施する予定であるということを書かせていただいております。

6番目は、「終末期医療・介護関係」でございまして、ここにつきましては、ここに書いてあるような、終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン及び同解説編というのがつくられて、記載のような検討がされているかということを書かせていただいております。

7番目の「日本だけではない、新型感染症の予防と発生時対応の問題」につきましては、ここらにつきましてはまだちょっと調査中というところがございますが、関係の法律で、日本の国内でどういうふうに予防接種を打ったらいいかとかなどがまとめられているということが、例えば、厚労白書に載っていたりしていますので、それを今書かせていただいているものです。

中間的な報告ではございますが、またいろいろ倫理の各省の状況とか変化があれば、これに追記し不定期に報告させていただきたいと考えています。

以上でございます。

(原山会長) 高木さん。

(高木専門委員) 今ご報告いただいたことに付け加えまして、最近、理化学研究所、神戸で問題になったことは、最終的にCDBの解体まで提言されているという状況です。そこで出てきた論文不正問題について、どこで検討するのか、文科省なのでしょうか、あるいは内閣府のほうで一回もむということも必要なのかもしれない。倫理教育の徹底とかと言っていますが、それだけで済む問題なのか、あるいはアメリカのように、そういう公的機関が論文不正をチェックすることを視野に、そういう機関を設けるということが必要なのかなど、早速の検討が必要ですが、どこの管轄下なのかよくわかりません。今回、この件が国際的にも大問題になってしまったということで、早急に話し合うことが必要だと思い、発言させていただきました。

(原山会長) その件に関しましては、4月の本会議において総合科学技術会議の有識者ペーパーという形でもって基本的な考え方を示したペーパーを出しました。それを受けた形で安倍総理からの指示が出て、これをさらに深めるべきということで、今、準備中です。ですので、本体のほうで今議論していて、外部の方のヒアリング、中での議論も含めた形で、できれば秋口までにまとめたということで進めております。

おっしゃったように、文科省のほうでもガイドラインが今パブリックコメントに入っています。それが多分8月末ぐらいまでで整理されるということなので、それと時期を考えながらこちらの整理をしていくということで、ここでの議論というものもありますし、ちょっと枠組みが大きいものですので、総合科学技術・イノベーション会議本体でもって取り扱うということになっております。

(高木専門委員) わかりました。

(原山会長) 今のこの資料6なのですが、これまで部分的に皆さん情報をお持ちだったと思うのですが、全体像がなかなか見えなかったということで、本当に樋口先生の資料を大分活用させていただいた上でもってまとめた。樋口先生。

(樋口専門委員) 私が勝手な、とにかく要求じゃなかったんだけど、お願いだったんだけども、尾崎さんを初め事務局の方に苦勞していただいて、こういうような形でまとめていただいて深く感謝して、その上で2点だけ、たまたま私が知っているというだけの話なんですけれども、1つは、人工生殖関係で、終末期医療のところでも尊厳死法案みたいな超党派議員の話がある。人工生殖のところでもそういう動きがあるそうです。骨子が、まだ国会提出という話にはそう簡単にはならなかったけれども、そういう話があるという話の一つ。

2つ目は、できたら8番目のところへ、尾崎さんのところへは連絡したんですが、脳神経科学研究と倫理みたいな、英米ではニューロ・ローという言葉すら出てきます。ニューロサイエンス・アンド・ローだったんですけれども、法

律だけじゃもちろんないんですけれども、それでアメリカの大統領委員会が最近レポートを出して、これは第一レポートである。それで、脳にいろいろな形の研究をするというのはやはり人間性を変えるということにつながりかねないわけですから、いろいろな影響がそれこそあるというので、一番初めから倫理的な見地、倫理学者を入れたりなんかというようなことをまずすべきだという、これは第一レポートで、これからもう少し詳しいレポートが出るというような話があって、私が見ているのはイギリス、アメリカのローレビュー、法律雑誌なんですけれども、あるいは本なんですけれども、続々とシンポジウムをやったり。つまり、法律家だけ入っちゃいかんと思いますけれども、医学者、脳神経学者に、ほかの分野の人を入れたシンポジウムを特集していたりするんですね。アメリカだとスタンフォードと、それから名乗りを上げたのがヴァンダービルトという大学で、知人に1人アメリカへ行っている人がいるので、これからそのセンターを訪ねていってもらおうかというようなこともあるので、脳神経学、ここでやるかどうかじゃなくて、こういう表の中へ、そういう項目も1つだけ入れて、どこかの動向を、日本ではどういう話が、どこで何が行われているかということを押さえておいていただけたらありがたいと思っております。

(原山会長) ありがとうございます。皆様それぞれのネットワークで情報をお持ちだと思いますので、必要なものを事務局のほうにインプットしていただければ、ストックいたしますし、また表にする、いろいろな形でもって使わせていただきます。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、資料7のほうに移らせていただきます。これは、4月24日に取りまとめました臨床利用を見据えたヒトES細胞を樹立の倫理に関してなのですが、これに対しまして、文科省のほうで検討状況をきょうはご説明していただくということなので、よろしく願いいたします。

(文部科学省：丸山) それでは、ヒトES細胞の取扱いに係る指針の改正の状況についてご説明いたします。

資料を3種類用意しております。指針の見直しについて資料7-1と7-2、総合科学技術会議生命倫理専門調査会報告書への対応について資料7-3を用意しております。

本日は、資料7-2に基づきまして概略をご説明いたします。

それでは、ページをおめくりいただきまして、3ページです。

現在、ヒトES細胞の基礎的研究利用については、生命倫理上の観点から遵守すべき事項を、ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針、及びヒトES細胞の使用に関する指針で規定しております。

一方、平成25年11月27日に再生医療等安全確保法及び薬事法の一部を改正

する法律が公布され、ヒトE S細胞の臨床研究及び治験等臨床利用のための法的枠組みが整備されており、施行は、公布の日から1年以内となっております。

平成26年4月24日には、総合科学技術会議の本専門調査会において、ヒトE S細胞の利用について、基礎的研究利用から臨床利用へ範囲を拡大する方向が示されております。

これらを踏まえ、文科省においては、ヒトE S細胞の基礎的研究利用、臨床利用のいずれの目的にも利用可能な、ヒトE S細胞の樹立段階における倫理的妥当性を確保する枠組みを整備する方向で検討を行ってきました。あわせて、ヒトE S細胞の臨床利用を目的とした使用段階におけるヒトE S細胞への分配に係る規定等、使用指針見直しについても検討を行ってきました。

本年6月までに文科省の審議会において審議を行い、7月には厚生労働省においても審議会に諮っておりまして、現在、パブリックコメントに向けた準備、手続を進めているところです。

具体的な見直しの中身についてご説明いたします。5ページ以降になります。

本年4月に、本専門調査会の報告を踏まえ、文科省のE S委員会等におきまして、厚生労働省とも連携・調整しつつ、指針に関する論点を整理しております。

生命倫理専門調査会の報告においては、大きく3点の柱で、基礎的研究利用から臨床利用への範囲の拡大について、ヒトE S細胞の樹立の用に供されるヒト受精胚の要件について、ヒト受精胚の提供者の個人情報取り扱いについて整理事項がまとめられておりますので、文科省においては、指針に関する主な論点として、ここに記載してあります10個の論点について検討を行ってまいりました。

6ページと7ページに、検討の結果を踏まえた見直しの方向性をまとめておりますので、1つずつ簡単にご説明いたします。

6ページ、1つ目の基礎的研究への限定についての見直しの方向としては、基礎的研究に加えて臨床にも利用できるヒトE S細胞の樹立の制度を文科省、厚労省の両省の共同指針として整備することとしております。4ページの下枠の緑色の部分は、基礎的研究利用から臨床利用に係る樹立については一貫通貫で1つの仕組みとして文科省、厚労省の樹立指針として整備するということです。なお、人クローンE S細胞については、引き続き基礎的研究に限定することにしております。

2つ目のヒトE S細胞の樹立の要件については、臨床用ヒトE S細胞の樹立要件として、再生医療等安全性確保法等の法令や国の指針等に基づく医療利用である旨を使用方針として示すこと等を求めることとしております。

具体的なイメージは、10ページに示しております。樹立したヒトE S細胞

の利用目的として、現在、基礎的研究利用として規定しているものは青枠のところで、ヒトの発生、分化及び再生機能の解明、新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発ということで、人の移植又は投与によるものを除いたところまでが対象となっております。見直し後においては、オレンジ色の枠内を追加するというので、医療（人への移植又は投与による新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発を含む。）ということで、いわゆる臨床研究及び治験を含む医療についても目的として追加することとなっております。

6 ページにお戻りいただきまして、3 番目のヒト E S 細胞の樹立に用いるヒト受精胚の要件については、臨床用ヒト E S 細胞に用いられるヒト受精胚についても、余剰胚の利用ですとか無償提供など、現行の樹立・分配指針と同様の要件を求めることとしたいと考えております。

4 番目のヒト E S 細胞の臨床利用機関への分配と 5 番目のヒト E S 細胞の臨床利用における使用の要件は、12 ページでご説明いたします。

今回、臨床利用目的でヒト E S 細胞を利用できる仕組みにするということで、ヒト E S 細胞の主な流れと適用される手続が変わってきます。12 ページの図の見方ですが、緑色の枠で括弧してある部分が、新たな樹立指針の適用される範囲として樹立機関が対象となっており、水色の枠の部分が、分配使用指針が適用される範囲ということで、分配機関と使用機関、いわゆる基礎的研究利用を行う機関が対象となっております。

再生医療等安全性確保法や医薬品医療機器等法の適用を受ける機関であって、いわゆる樹立指針、分配使用指針の提供を受けない機関、右下の枠にある細胞培養加工施設ですとか再生医療等提供機関、医療機関等々が臨床利用機関というところでご理解いただければと思います。

赤色の矢印は E S 細胞の流れ、青色の矢印はヒト E S 細胞由来の分化細胞の流れです。現在の枠組みは、基礎的研究利用の場合のみの流れということで、樹立機関から使用機関に分配する、若しくは樹立する機関から分配機関に寄託をした上で使用機関に E S 細胞を分配するという流れとなっております。見直し後のヒト E S 細胞の流れとしては、再生医療等安全性確保法の適用を受ける場合と医薬品医療機器等法の適用を受ける場合の 2 つの枠組みが新たにつくられることになろうかと思っております。

具体的には、樹立機関から基礎的研究を行う使用機関に流れ、ここで一定程度基礎的なところでデータを蓄積した上で再生医療等提供機関や医療機関、いわゆる臨床利用機関に E S 細胞を分配して利用するという仕組みにしたいと考えております。

なお、臨床利用機関においては、樹立指針や分配使用指針が適用されないこ

とになりますが、倫理的な観点からも適切な取り扱いをしていただくという観点からも、臨床利用機関に対してヒトES細胞分配する場合については、ヒトES細胞を用いたヒト胚の作成やヒトES細胞からの生殖細胞の測定等の作成の禁止等について、書面による契約に基づき適切な利用を確保するという枠組みにしたいと考えております。

6ページにお戻りいただきまして、ヒト受精胚の提供者の個人情報の取扱いです。個人情報の取扱いについては、現行は連結不可能匿名化のみですが、見直し後においては、基礎的研究利用、臨床利用いずれの場合であっても、提供者に関する個人情報の匿名化をする方法として、連結可能匿名化、連結不可能匿名化のどちらの方法も採ることができる仕組みにすることとしております。

なお、提供者へのインフォームド・コンセントの際、個人情報の匿名化の方法をきちんと説明するという事等を求めることにしております。

ページをおめぐりいただきまして、13ページです。指針においては、連結可能匿名化、連結不可能匿名化を並列して取り扱うという方向で考えております。なお、法令の手續、臨床利用における法令の手續としては、再生医療等安全性確保法の適用を受ける場合は、連結可能匿名化のみとする方向で調整がされており、医薬品医療機器等法の適用を受ける場合については、いずれの方法でも可能とする方向で調整している状況です。基礎的研究利用のみの場合、再生医療等安全性確保法の適用を受ける場合、医薬品医療機器等法の適用を受ける場合、それぞれ取扱いが異なってきますので、ガイダンスないしは通知等において具体的などという取扱いがいいのかということを示したいと考えております。

基礎的研究利用の場合のみでしたら、連結可能匿名化、連結不可能匿名化いずれの方法でも可能である旨を考慮しています。また、臨床利用の場合については、最終的な利用目的が臨床利用であることから、臨床利用における安全性確保の観点を踏まえて、連結可能匿名化が望ましい旨を記載する方向で検討しておりますが、最終的にこの部分については、最終的に法令における取扱い、個人情報の取扱いの内容を踏まえて、このような形でガイダンス等に記載するか等について、この辺が固まった段階で最終的に決めていきたいと考えております。

7ページのヒト受精胚の提供者への再同意については、原則禁止とするということにしたいと考えております。ただし、インフォームド・コンセントを受ける際に再同意の手續を行うことについて本人の了承を得ていること及び第一種提供機関の倫理審査委員会の了解がある場合など一定の要件を満たす場合には、特例として再同意を求めることができる仕組みを設けることを考えております。

8番目のヒト受精胚の提供者による同意の撤回期間については、現行の樹立・分配指針と同様に、少なくとも30日間は確保することを求めることとしております。

9番目のヒト受精胚の提供者に係る重要な偶発的所見など研究成果等の開示・提供については、引き続きの検討課題ということにしております。

10番目のヒト受精胚の提供者に対するインフォームド・コンセントについては、現行の樹立・分配指針に定める事項を基本として、これまでにご説明した見直しの内容も踏まえたものにするということと考えております。

基本的に平成26年4月24日の本専門調査会でおまとめいただいた考え方の方向性に沿った形で指針の見直しを行うということを進めております。

以上です。

(原山会長) ありがとうございます。検討状況ということで、これに対して何かコメント、ご質問などございましたらお受けいたしますが。また今後も進展についてこの場でもってご報告いただいて議論する機会を得られればと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

青野さん。

(青野専門委員) すみません、1つだけ確認なんですけど、ここでかなりさんざん議論がなされた、連結可能、不可能匿名化のところなんですけれども、これ、13ページ見ると、最終的な利用目的が臨床利用であることから、連結可能匿名化が望ましい旨記載するというふうになっていますけれども、この「望ましい」ということを記載することになった議論を確認だけさせていただきませんか。

(文部科学省：丸山) ここは若干今難しいところがありまして、再生医療等安全性確保法は連結可能匿名化のみとなっていますが、改正薬事法はどちらでも可能であるというような方向になっています。

一方で、文科省のES委員会で議論があったのは、安全性の確保の観点を踏まえれば、連結可能匿名化が望ましいという議論がありましたが、原則望ましいという書き方をした場合に、再生医療等安全性確保法等と、どれもちよつとずれてしまうというところがありますので、そういう点を踏まえて、そういうところもきちっと考慮した上で実際の運用段階でご判断いただきたいというところで考えております。

(青野専門委員) すみません、勉強不足なんですけど、第一に、これ、再生医療等安全性確保法の場合には連結不可能匿名化というのはあり得ないというのをまず1つ確認させていただきませんか。

(厚生労働省：一瀬) 再生医療法に関しましては、連結可能匿名化を進めていきたいというふうに考えております。

(青野専門委員) ごめんなさい、進めていきたいじゃなくて、できないということなんですという確認なんですけど。

(厚生労働省：一瀬) はい、そういうことです。

(青野専門委員) そうしたいかどうかの問題ではないということですよ。

(厚生労働省：一瀬) はい、そういうことです。

(青野専門委員) あと、安全確保の観点から連結可能匿名化が望ましいというのは、何となく、すみません、私の勘違いもあるかもしれませんが、ここでさんざん議論した中では、それがダイレクトにつながっていなかったような気がするんですけども、私の勘違いですかね。ごめんなさい。

(尾崎参事官) ここでの議論としては、ヒトの受精胚の提供者と、あとES細胞から分化細胞をつくったときに、その研究として提供される被験者の方について保護ということ、それらをどう考えるかということで議論がされていたということだと思います。我々はヒト受精胚の提供者の方の提供時の心情を尊重し、両方のことが考えられるのではないかとということをもとめたものです。安全性の確保というところでちょっとわかりませんが、そこはいわゆるヒト分化細胞を提供される臨床研究の被験者に関する意味合いということではないかと考えますが。

(文部科学省：丸山) トレーサビリティという観点で、カルテ情報に戻るという観点と、カルテ情報の先の本人にまでフィードバック、かかるかかからないかという観点は別ではないかというように考えておきまして、そういった観点では、いわゆるカルテ情報のところに戻る、そこがもとでトレーサビリティという観点ができるということが重要なのではないかと考えております。

(原山会長) でも、青野さんの質問というのが、ここでもかなり密な議論をしたというのがあって、そのときのラショナルというのが、臨床利用における安全性確保のために連結可能匿名化が必要だという、必ずしもこれが一番一義的なものではなかったという記録があると、そうですね。

(青野専門委員) そうです、そういうことです。

(原山会長) ですので、今これが一義的になっているということは、どういう議論がなされてそうなったのですかという質問だと思うんです。

(青野専門委員) ありがとうございます。

(阿久津専門委員) もちろんここでの議論もそうなんですけども、私は文科省のほうの委員会にも出ていまして、そこでも相当これは問題になりました。私の理解では、文科省のときの委員会でも、連結可能匿名化だけではなくて連結不可能匿名化も併記するべきという意見でした。要するに、恐らくここは再生医療等安全性確保法、法令のところを考慮されてこういう書き方になったと思うんです。再生医療等安全性確保法では連結可能匿名化だけを前提としていま

すが、文科省の委員会の中でも、やはり連結不可能匿名化というのものもありではないかとの意見でした。大前提として、事務局のほうで出された連結不可能匿名化という内容についても、以前の指針の中の、これまでの連結不可能匿名化とはちょっと変わった内容でしたので、完全な以前の連結不可能匿名化とは全く同じでないとして理解しています。以前の指針の中では、例えば提供機関から樹立機関へ移るときに胚の同定が全く不可能な状態になっていましたけども、新しく出された連結不可能匿名化では1対1対応ができるということなんですね。要するに、1対1対応ですので、ある程度戻れるということで以前の連結不可能匿名化とは違うのです。さらに重要なのは連結可能匿名化でなくても安全性を十分担保できるということも踏まえて併記がいいんじゃないかという意見が大勢だったと思います。

(原山会長) ありがとうございます。多分これテーブルになっているので、圧縮した形なので、その背景がわからないということなのだと思います。今後意見交換をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の議題は全てこれで終了いたしましたので、これで本日の会議を終了したいと思います。

事務局から何かありましたら。

(尾崎参事官) 本日の議事録につきましては、先生方にご確認いただいた後、公開させていただく予定といたします。

今回は8月22日金曜日の午前に開催予定とさせていただいているところでございます。

また、本日、旅費が発生する委員の方には、旅費等確認表という用紙が机の上に添えてございますが、お手数ですが、この場で記入いただき、そのまま机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

今後の総合科学技術・イノベーション会議生命倫理専門調査会ですが、この8号館の特別中会議室と、隣の内閣府本府庁舎の会議室、または元の4号館の会議室を中心に、どこが一番使い勝手がいいか考えながら開催する予定でございます。

あと、先生方のお帰りですが、この8号館のエレベーターで2階、今回2階から来られた、2階の玄関フロアまで降りて、渡り廊下を歩いていただき、隣の内閣府の本府のゲートを出て、警備員の方に一時通行証を返却していただきますようお願いいたします。エレベーターで1階に降りても、そこから先生方は帰れませんので、ご注意ください。

以上でございます。

(原山会長) ありがとうございます。